

令和6年度 大分地方最低賃金審議会運営小委員会

1 日時 令和6年8月20日(火)午後1時30分～

2 場所 大分労働局 4階会議室
(大分市東春日町17番20号)

3 出席委員(敬称略)

公益代表:井田委員、田中委員、松隈委員

労働者代表:阿部委員、二宮委員、藤本委員

使用者代表:藤野委員、渡辺委員

4 事務局

大分労働局:本多労働基準部長、竹内賃金室長、幡手賃金室長補佐

5 議 題

(1) 特定最低賃金参考人意見聴取について

(2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

(3) その他

6 議事要旨

(1) 参考人聴取の後、労働側から、「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、「大分県自動車(新車)小売業最低賃金」及び「大分県各種商品小売業最低賃金」のすべての大分県特定最低賃金について、改正決定することの必要性を認める旨の説明があった。

(2) 使用者側から、「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車(新車)小売業最低賃金」について、改正決定することの必要性を認め、また、「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認めない旨の説明があった。

(3) 審議の結果、「大分県鉄鋼業最低賃金」、「大分県非鉄金属製造業最低賃金」、「大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「大分県自動車(新車)小売業最低賃金」について、改正決定することの必要性を全会一致で認め、「大分県各種商品小売業最低賃金」については、改正決定することの必要性を認めないこととする結論に至った。